

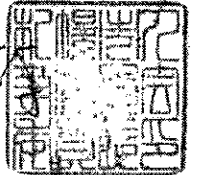
札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年7月 / 日

札幌市人事委員会

委員長

常任照



札幌市人事委員会規則第8号

札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則（平成6年人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第11条第2項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。
- (2) 第12条第2項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「よる」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。